

第22号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人(法第321条の8第3項(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。)附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)、第8項、第13項、第19項又は第26項(令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。)が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。
- 4 連結法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。)であった法人(令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。)が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 5 市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。
- 6 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書(別表1)の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。)及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。
- 7 「分割課税標準額」の欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 8 「分割課税標準額」の欄は、「差引計⑤」の欄の金額を「従業者数」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に「従業者数」の欄の市町村ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、従業者1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。